

やまなし二拠点居住の宣言の証明に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークが急速に拡大し、地方部へ拠点を設ける動きが加速する中、QOLの向上や地域活性化に資する二拠点居住の推進に向けた取組の一助として、二拠点居住の実施を予定する者が行う本県での二拠点居住の宣言の証明に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「二拠点居住」とは、本県に住民票を有しない者が、本県に住居を構え、住民票を置く住居と本県の住居を、その仕事や生活の実態に合わせ行き来しながら行う新たなライフスタイルのことをいう。

(二拠点居住の宣言の証明等)

第3条 次の各号のいずれにも該当する者が、次条の定めるところにより、知事に対して二拠点居住を実施する旨の宣言（以下「やまなし二拠点居住の宣言」という。）をしたときは、第5条の定めるところにより、その旨を証明する。

- (1) 山梨県外に住民票を有する者で、本県で自身の拠点として活用することを目的とした住宅の取得を予定していること。
- (2) 山梨県外の拠点と本県の拠点を行き来し、二拠点居住を実施する意思があること。

(二拠点居住の宣言の方法)

第4条 やまなし二拠点居住の宣言は、二拠点居住の実践を行う意思のある者が所定の事項を自書した別添の「やまなし二拠点居住宣言書」（様式第1号）（以下「宣言書」という。）の正本1通を知事に提出して行うものとする。

2 二拠点居住の宣言をしようとする者には、宣言書を提出する時に、それぞれ本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの。
- (5) その他前各号に準ずるものとして知事が相当と認める書類

(二拠点居住の宣言の証明の方法)

第5条 二拠点居住の宣言の証明は、当該宣言をした者に対し、別添の「やまなし二拠点居

住宣言受領証」(様式第2号)(以下「受領証」という。)を交付して行う。

(受領証の再交付)

第6条 受領証の交付を受けた者が、当該受領証の紛失、毀損等の事情により受領証の再交付を希望するときは、受領証を再交付する。

2 受領証の再交付を受けようとする者は、別添の「二拠点居住の宣言受領証再交付申請書」(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(受領証の返還)

第7条 受領証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受領証を添付して「やまなし二拠点居住宣言受領証返還届」(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(1) 本人の意思により、二拠点居住の実践を行わないこととしたとき。

(2) 宣言書を提出した時点において宣言者が第3条各号に掲げる要件に該当しなかったことが判明したとき。

(個人情報の適正な取扱い)

第8条 職員は、この要綱に基づく事務を行うに際して収集した個人情報を、山梨県個人情報保護条例(平成五年山梨県条例第一号)等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

(施行の細則)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。